

令和3年4月1日

各位

庄原市長 木山 耕三
(総務部管財課)

災害復旧工事における特例措置の継続について(お知らせ)

平素より庄原市建設行政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

表題のことにつきまして庄原市では、今後も継続的な災害復旧工事の発注にあたり、スムーズな施工を図り、迅速に災害復旧を行うため、下記の3項目についての特例措置を継続しますので、遺漏のないようお願いいたします。

1. 措置の内容

(1) 主任技術者等の兼務制限の緩和【継続】

請負金額 500 万円以上 3,500 万円未満の工事の主任技術者、請負金額 3,500 万円未満の工事の現場代理人について、兼務制限の件数から災害復旧工事を除くこととします。

請負金額 (税込)	兼 務 制 限			
	緩和前		緩和後	
	主任技術者	現場代理人	主任技術者	現場代理人
8,000万円	兼務不可	兼務不可		
3,500万円 (7,000万円)	2件以内 ○密接な関係があり、同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所で施工するもの ※監理技術者の場合は不可	2件以内 ○同一の主任技術者による管理が認められた公共工事に限る		
	3件以内 ○災害復旧工事を2件以上含めば、最大5件まで	3件以内 ○現場をおおむね10分以内で移動可能な災害復旧工事は除く	H30.11～ ○ <u>災害復旧工事に係る主任技術者又は現場代理人の件数を除く</u>	H30.11～ ○ <u>災害復旧工事に係る主任技術者又は現場代理人の件数を除く</u>
500万円 (1,500万円)	兼務制限なし			

※()内は、建築一式工事の場合

※上記の取扱いにより兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者又は現場代理人については、「誓約書」及び「現場代理人兼務申請書」の提出は不要とします。

※表の件数は庄原市内の工事とします。

(2) 入札における地域要件の解除【継続】

災害復旧工事に限り、入札公告に定める「入札に参加できる者の条件」に、各地域の参加指定を受けた業者のみを参加可能とする「地域要件」を設けず、予定価格に係わらず全市1ブロックでの入札とします。

(3) 下請発注時の届出の省略【継続】

災害復旧工事に限り、下記の書面の届出を不要とします。

- 市内業者との下請交渉が不成立となった際の「下請不成立報告書」に添付する相手業者からの証明書類

※「下請不成立報告書」の届出は必要です。

「区画線工」を市外業者へ下請発注する際の「理由書」は、災害復旧工事を問わず不要としております。

2. 適用期日

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで。

3. その他

契約保証金の免除

庄原市が発注する平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事において、請負金額(消費税込)が1億5,000万円未満の場合に限り、現在契約金額が500万円(消費税込)以上の際に請負者に義務付けている契約保証の納付を免除しております。

なお、令和元年度及び令和2年度に発生した災害に伴う災害復旧工事についても、平成30年7月豪雨に伴う災害復旧工事と並行して復旧工事を進めていくため、同様に契約保証金を免除しております。

入札案件においては、この旨を公告文書等に記しますので、内容についてよく参照のうえ入札に取り組んでください。

なお「前金払い」、「部分払い」ならびに「契約時の建設リサイクル法に基づく書面の提出」については、従来どおりの取り扱いとします。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号

庄原市役所 総務部 管財課 契約係

TEL 0824-73-1203(直通)

E-Mail:keiyaku@city.shobara.lg.jp